

マーチングコンテスト福島県大会実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本マーチングコンテスト福島県大会」という。

(実施)

第2条 全日本マーチングコンテスト福島県大会(以下、福島県大会)は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

(実施会場・日時)

第3条 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会(以下、理事会)で決める。

第2章 実施区分および参加資格

(実施区分)

第4条 実施区分は「中学校の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学校の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

(参加資格)

第5条 参加資格は、福島県吹奏楽連盟(以下、福島県吹連)に登録された団体で次の通りとする。

(1) 中学校

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

(2) 高等学校

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

(3) 大 学

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

(4) 職場・一般

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第2項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

第3章 演奏・演技

(参加人員)

第6条 参加人員は、自由とする。

(演奏方法)

第7条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとする。ただし、ビギナーの部は任意の2つの規定課題を行うものとする。

(編 成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器(エレキベースを含む)ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

(出演時間)

第9条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間を超過した場合は、審査の対象としない。ただしビギナーの部の出演時間は5分以内とする。

(演奏曲目)

第10条 演奏曲は、自由とする。

(参加費用)

第11条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

(出演順)

第12条 出演順は、出演団体代表者会議で抽選して決める。

第4章 審査・表彰

(審査員)

第13条 審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 審査員は、5名とする。
- 3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(規定審判員)

第14条 規定課題を判定する規定審判員を2名おく。

- 2 規定審判員は、福島県吹連役員が行う。
- 3 減点の基準については、「マーチングコンテスト福島県審査内規」による。

(表彰)

第15条 出場団体にトロフィーを贈る。また、表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

第5章 県代表

(県代表)

第16条 東北大会開催日の3週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

(推薦団体数)

第17条 小学校バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して7団体推薦できる。ただし、ビギナーの部は中学校を最大1団体、高等学校以上を最大1団体までとする。

- 2 3年連続して全日本マーチングコンテストに出場した団体は、次年度東北大会に出場できない。また、2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に出場できない。

第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第18条 東北大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

- 2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第19条 東北大会実行委員には、東北吹連事務局と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第20条 その他の開催上の細目については、実行委員が定める。

(改定)

第21条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成19年 6月 4日より実施する。

この規定は、平成21年 4月 1日より改正実施する。

マーチングコンテスト福島県大会 審査内規

第1条 この内規は、マーチングコンテスト福島県大会実施規定第14条・第15条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」4項目について5段階で評価する。

第3条 規定課題の不合格による減点については、以下のように扱うものとする。1課題について、総合得点から10点を減点する。

第4条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第5条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、県代表選出方法は、次の通りとする。

(1) 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

(2) (1)で決着がつかない場合は、審査員の投票を行う。

第6条 第5条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第7条 審査一覧表は、各団体に送る。

第8条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この内規は、平成19年 6月 4日より実施する。